

京都市告示第 107 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 15 年 12 月 17 日付けで認可した熊田区民の会の代表者変更の届出、平成 19 年 6 月 14 日付けで認可した灰方町自治会の代表者変更の届出、平成 16 年 2 月 17 日付けで認可した上黒田町内会の代表者変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 27 年 4 月 14 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

|        | 変更前    | 変更後   |
|--------|--------|-------|
| 熊田区民の会 | 樫木 勇   | 矢谷 清彦 |
| 灰方町自治会 | 武甕 太一郎 | 能瀬 義昭 |
| 上黒田町内会 | 大和田 祐司 | 仲野 正之 |

2 代表者の住所

|        | 変更前                   | 変更後                   |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 熊田区民の会 | 京都市右京区京北熊田町深毛 5 番地の 1 | 京都市右京区京北熊田町矢谷口 2 1 番地 |
| 灰方町自治会 | 京都市西京区大原野灰方町 5 4 6 番地 | 京都市西京区大原野灰方町 5 0 0 番地 |
| 上黒田町内会 | 京都市右京区京北上黒田町水野 5 5 番地 | 京都市右京区京北上黒田町草原 2 3    |

(文化市民局地域自治推進室)